

お知らせの見える方

内=内容 日=日時 所=会場 対=対象 定=定員 費=費用 申=申込 問=問い合わせ先 (先着)=先着順 (抽選)=多数時抽選
 ☎=電話 FAX=ファクス E=Eメール CC=市コールセンター(10分) HP=ホームページ(10分)に詳しい内容を掲載しているもの

広告

8月1日(月)は、
固定資産税・都市計画税(第2期分)
 の納期限です

納税に関する
 ご相談は
 市税事務所
 納税課(下表)へ

■**軽自動車税**
 被災した自動車に代わる軽自動車を取得した場合など、平成25年度分まで非課税となります。

■**固定資産税・都市計画税**
 被災した住宅用地に代わる土地を平成32年度末までに取得した場合、被災住宅用地の面積相当分を、取得後3年度分までは住宅用地とみなし、税額が軽減されます。また、被災した家屋に代わる家屋を32年度末までに取得した場合、被災家屋の床面積相当分について、取得後4年度分が2分の1、その後の2年度分が3分の1減額となります。

■問い合わせ先

区	市税事務所・所在地	電話番号	
		納税課	固定資産税課
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3913	211-3918
北・東区	北部(中央区北4西5アスティ45)	207-3913	207-3918
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3913	802-3918
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8 イースト平岸)	824-3913	824-3918
西・手稲区	西部(西区琴似3の1 コトニ3・1ビル)	618-3913	618-3918

問 税制課(21)2282、HP
 木曜は夜間納税相談日
 市税事務所では、毎週木曜日に午後8時まで、納税相談を行っています。

問 納税指導課(21)2292
 耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額
 昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、30万円以上の耐震改修工事を行うなど、一定の要件を満たす場合には、翌年度以降の固定資産税が一



保険・年金

国民健康保険
 国民健康保険
 定期間減額されます。工事完了後3カ月以内に、資産のある区を担当する市税事務所に申告してください。

問 市税事務所(左上表)の固定資産税課

△**高齢受給者証の送付**
 国保に加入している昭和11年8月2日～16年8月1日生まれの方には、8月1日(月)から使用する高齢受給者証を、7月下旬に送付します。

昭和16年8月2日以降生まれの方には、70歳になる誕生月(1日生まれの方は誕生月の前月)中に受給者証をお送りします。

△**保険料が決まりました**
 1年間の保険料は、右下表の①～⑨の合計となり、最高の

■23年度国民健康保険料

	医療分	支援金分	介護分
所得割額	①各加入者の22年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×10.50%	④各加入者の22年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.74%	⑦40歳～64歳の各加入者の22年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.79%
均等割額(人数割額)	②17,630円×加入者数	⑤4,640円×加入者数	⑧5,310円×(40歳～64歳の加入者数)
平等割額(世帯割額)	③1世帯当たり28,630円	⑥1世帯当たり7,540円	⑨1世帯当たり6,560円
最高限度額	⑩51万円	⑪14万円	⑫12万円

限度額は⑩～⑫となりました。なお、一定の所得以下の世帯は、均等割額と平等割額が減額となる場合があります。

△**高額療養費限度額適用認定証などの交付**
 入院時に医療費の支払額が自己負担限度額までとなる限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は、入院中の食事

代などの減額認定を兼ねた限度額適用・標準負担額減額認定証)を交付しています。保険証を持参して申請願います。

問 国民健康保険料の滞納がない69歳以下の方および70歳以上の住民税非課税世帯の方。

問 区役所(1階)の保険年金課

国民年金

△**保険料免除のご相談を**
 第1号被保険者(強制加入者)で保険料を納めることが困難な方は、一定の要件を満たす場合、申請により保険料が免除される制度があります。また、20代の方には、申請により保険料を後払いにできる若年者納付猶予制度があります(所得要件あり)。

持参するもの年金手帳か納付案内書、印鑑(シヤチハタ不可)、前年の所得を確認できるもの、離職した方は離職票または雇用保険受給資格者証。

問 区役所(1階)の保険年金課